

香川県条例第26号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 略 (1)～(3) 略 (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。 (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 略 (1)～(4) 略 (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。	(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) 略 (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、 <u>当該育児休業をした職員の配偶者</u> （当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり <u>当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと</u> （当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。 (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について <u>再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること</u> となったこと。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、 <u>当該育児短時間勤務をした職員の配偶者</u> （当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり <u>当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと</u> （当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に
	1

(6) 略

申し出た場合に限る。)。

(6) 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、それぞれ改正後の第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。